

第4次大分県子ども読書活動推進計画

～ 読書だいすき大分っ子の育成をめざして ～



令和2年3月

大分県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもの想像力や表現力を高めるとともに、読解力や考える力、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

また、子どもの頃に優れた本と出会うことは、生きる喜びや多様な見方について知ることであり、子どもにとって生涯にわたる大きな力となります。

大分県では、子どもの読書活動の重要性をかんがみ、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づいて、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、5年ごとに見直しを行いながら、子どもが早い時期から読書習慣を身に付け、すべての子どもが読書に親しむことのできる環境の整備をめざして取り組んでまいりました。さらに、平成28年3月に改訂した「大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）」においても、「豊かな心の育成」の中に読書活動を位置づけ、大分県の子どもが読書を通じて生きる力と意欲を身に付けられるよう、子どもの読書活動を推進してまいりました。

前計画である第3次計画では、子どもにとって一番身近な図書館である学校図書館の充実に重点的に取り組み、学校図書館の授業活用や人材育成に努めました。その結果、学校司書の配置や学校図書館の蔵書充実等の成果と併せ、県内各地で公立図書館の新館建設が相次いだことも追い風となり、大分県の読書環境は大きく向上しました。また、子どもの読書リーダーである子ども司書の育成や、中・高校生が本の紹介を競い合うビブリオバトルの県大会など、子ども同士で読書の楽しさを伝え合う事業が新たにスタートし、学校や地域の読書活動は活性化しつつあります。

しかしながら、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向は続いており、早期の読書習慣定着や発達段階に合わせた読書活動支援が課題となっています。

こうした中、子どもの読書活動が一層推進されるよう、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、本計画を策定しました。子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて、生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、市町村や読書関係団体等と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

令和2年3月

大分県教育委員会教育長 工藤 利明

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け・役割.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の対象.....	1
第2章 第3次計画における成果と課題	2
1 指標の推移から見た状況.....	2
(1) 子どもの読書状況	
(2) 地域の状況	
(3) 学校の状況	
2 第3次計画における成果と課題.....	5
3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化.....	6
(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化	
(2) 「学校図書館法」改正法の施行	
(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行	
(4) 第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	
(5) 学習指導要領の改訂	
(6) 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)の策定	
(7) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行	
第3章 第4次計画の基本的な考え方	7
1 めざす子どもの姿.....	7
2 計画の目標及び重点方針.....	8
【資料】 発達段階に応じた取組や支援の方向性.....	10
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	11
1 家庭における子どもの読書活動の推進.....	11
(1) 家庭における取組	
2 地域における子どもの読書活動の推進.....	13
(1) 図書館における取組	
(2) 公民館・児童館等における取組	
(3) 読書ボランティア等による取組	
3 学校等における子どもの読書活動の推進.....	22
(1) 幼稚園・保育所等における取組	
(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	
4 普及啓発活動.....	30
(1) 読書への関心を高める普及啓発活動の充実	

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて ……………	31
1 推進体制の整備……………	31
(1) 県の推進体制の充実	
(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画更新の働きかけ	
2 計画の進行管理及び目標指標……………	31
【別表】第4次計画における目標指標一覧（総括）……………	32
<補足資料> 第3次計画期間中における主な取組 ……………	33
1 家庭における取組……………	33
(1) 家庭における取組	
2 地域における取組……………	34
(1) 図書館における取組	
(2) 公民館における取組	
(3) 読書ボランティアによる取組	
3 学校等における取組……………	37
(1) 幼稚園・保育所等における取組	
(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	
4 普及啓発活動……………	40
(1) 普及啓発活動	
<参考資料> ……………	42
・用語解説（本文中の※について記載）……………	42
・「子どもの読書活動の推進に関する法律」……………	44
・第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（国）概要……………	47
・県内公立図書館等一覧……………	49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と謳っています。

また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては、平成26年4月の「子ども読書活動推進基本計画（第3次計画）」に引き続き、平成30年4月に第4次計画が策定され、おおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成26年3月に策定した「第3次大分県子ども読書活動推進計画」での取組を検証しながら、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、生涯にわたる読書習慣を形成することをめざして、新たな計画の策定を行います。

2 計画の位置付け・役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）を踏まえ、「大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）」（平成28年3月改訂）の下位計画として位置付けるものです。

また、前計画における取組の成果と課題を踏まえ、大分県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本方針を示すものであり、市町村においても、推進計画の更新や読書活動を推進していく上で、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度とします。

4 計画の対象

0歳からおおむね18歳までを対象とします。

第2章 第3次計画における成果と課題

1 指標の推移から見た状況

第3次計画では、子どもの読書活動の推移を測る数値として、9つの指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。第3次計画期間中の指標の推移と目標値の達成度を見ながら、大分県の子どもの読書活動の現状を分析します。

(1) 子どもの読書状況

指標1 1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合

()は全国

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
小学5年	90.1% (96.5%)	90.9% (94.6%)	90.3% (95.4%)	93.5% (96.1%)	93.9% (91.9%)	100%	93.9%
中学2年	82.2% (86.6%)	82.7% (86.3%)	78.8% (84.5%)	84.1% (85.9%)	82.6% (84.7%)	90%	91.7%
高校1年	58.9% (47.6%)	60.8% (54.6%)	57.9% (51.5%)	55.4% (54.2%)	65.0% (44.2%)	70%	92.8%

資料：大分県「大分県学力定着状況調査」（大分県教育委員会）
全国 「学校読書調査」（毎日新聞社）

指標2 読書が好きな児童・生徒の割合

()は全国

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
小学6年	74.1% (73.0%)	73.3% (72.8%)	75.3% (74.6%)	74.4% (74.3%)		82%	90.7%
中学3年	67.7% (69.4%)	66.03% (67.9%)	68.2% (69.9%)	67.8% (69.9%)		77%	88.1%
高校1年	58.9% (調査無)	61.6% (調査無)	60.5% (調査無)	59.9% (調査無)	59.4% (調査無)	75%	79.2%

資料：小・中学校「全国学力学習状況調査」（文部科学省）※平成30年は調査項目から削除
高校「高校1年生の読書習慣に関する調査」（大分県教育委員会・高校教育課）

- ・全国と同様に、学校段階が進むにつれて「1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合」は減少しています。
- ・「読書が好きな児童・生徒の割合」は、どの学年も横ばいの状況にあります。が、全国と同様に、学校段階が進むにつれ減少しています。
- ・国の調査によると、「他の活動で時間がない」など学校段階が進むにつれ読書にさくことができる時間が減少する傾向が見られます。

(2) 地域の状況

指標3 公立図書館における中学生以下（14歳以下）の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数

(単位：冊)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
冊数	11.6	12.3	12.3	12.6	12.6	14.6	86.3%

資料：県立図書館調査（貸出冊数は該年度の総計）

指標4 読み聞かせ等グループの数

(単位：グループ)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
グループ数	288	293	290	289	289	350	82.6%

資料：読み聞かせ等グループ調査（県立図書館）

指標5 推進計画を策定している市町村の割合

※県内市町村数 18

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
策定率	83.3%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	100%	94.4%
策定済市町村数	15	17	17	17	17		

資料：市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査（大分県教育委員会）

- ・公立図書館における児童書の貸出冊数は、少しずつ増加しています。公共図書館の取組の成果と県内に新しい図書館の建設が続き、利用者が増加したことが後押しとなったと考えられます。
- ・県内の読み聞かせグループの数は、平成25年度の313グループをピークに減少し、以降横ばいが続いています。読み聞かせグループは学校を母体とする団体が多く、学校の統廃合が進んだことによる影響が考えられます。
- ・18市町村の策定率は94.4%となり、令和元年度には全ての市町村で策定します。

(3) 学校の状況**指標6 全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合**

対 象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	97.1%	86.9%	95.4%	89.5%			100%	95.4%
中学校	57.5%	79.6%	52.0%	79.3%			94%	55.3%
高等学校	31.8%	26.0%	35.0%	25.3%			40%	87.5%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）※平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標7 学校図書館図書標準※を達成している学校の割合

対 象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	69.2%	60.2%	81.0%	66.4%			100%	81.0%
中学校	60.2%	52.3%	67.2%	55.3%			100%	67.2%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）※平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標8 学校図書館においてボランティアなどと連携している学校の割合

対 象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	79.4%	81.1%	79.5%	81.4%			96%	82.8%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）※平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標9 小・中学校における学校司書の配置状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
専任配置	27.5%	29.8%	35.4%	42.7%	46.8%	50%	93.6%
兼任配置	64.3%	69.9%	64.6%	57.3%	53.2%		
未配置	8.2%	0.3%	0%	0%	0%		

資料：「学校図書館教育の現状に関する調査」（大分県教育委員会）

- ・「全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合」は、小学校においては高い水準を維持しており、全国平均を常に上回っていますが、中学校においては、実施率が全国平均を大きく下回っています。

また、高等学校における実施率は、全国平均を上回っていますが、学校段

階が進むにつれ、実施率が低くなる傾向は全国と同様です。

- ・「学校図書館図書標準を達成している学校の割合」は、全国平均を常に上回っています。
- ・「学校図書館においてボランティアと連携している学校の割合」（小学校）は、ほぼ横ばい状況です。
- ・学校司書については、第3次計画中に、県事業を通じて小・中学校の学校司書の配置を呼びかけたことにより、専任配置が大きく進みました。兼任配置も含めると、平成28年度に配置校の割合は100%となりました。高校（県立）においては、専任配置率はすでに100%となっています。

2 第3次計画における成果と課題

- ・県事業（「学校図書館活用教育支援事業」平成25～27年度）において、学校図書館の環境整備と活用促進に取り組み、学校司書の専任配置や学校図書館の蔵書の充実につなげることができました。引き続き、学校図書館の資料の充実を図るとともに、授業での図書館活用を推進するための資料の収集や適切な除籍など指導を続けていく必要があります。
- ・今年で全市町村における推進計画が策定され、公立図書館の新館建設が続くなど、地域の読書環境は大きく充実しました。策定済みの市町村においても、推進計画が計画的に更新されるよう引き続き呼びかける必要があります。
- ・「子ども司書」※の育成やビブリオバトル※の県大会など、子ども同士の読書交流で読書への関心を高める取組が新たにスタートし、「1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合」など、読書をする子どもの増加に成果を見せ始めています。

成果が見られた指標

- 公立図書館における児童書貸出が増加した（指標3）
- 各市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定が進んだ（指標5）
- 学校司書の配置校が専任・兼任あわせると100%になった（指標9）

- ・読書が好きな児童・生徒の割合が、学校段階が上がるにつれ、減少するという状況は依然として続いており、子どもの自主的な読書活動を推進するために、今後も引き続き学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに読書の意義を伝え、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。
- ・本を読まない子どもの読書意欲を高めるためには、読書環境の充実だけでなく、子ども自身が読書の楽しさを感じる機会を増やしていく必要があります。
- ・中学校・高校において、学校での読書活動や各教科での図書館活用を充実させ、子どもの読書機会を増やす必要があります。

不十分だった指標

- 学校段階が上がるにつれ、1か月に1冊以上本を読む生徒の割合が減少している（指標1）
- 高校における読書が好きな生徒の割合が目標値を下回る（指標2）
- 中学校における全校一斉読書活動の実施が進んでいない（指標6）
- 中学校で図書標準を達成している学校の割合が目標値を下回る（指標7）

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化

- ・インターネットや電子書籍の普及により、書籍の販売方法や提供媒体も変化しています。また、スマートフォンなど、各種電子端末の使用は増えており子どもの生活への影響も増えています。
- ・電子書籍に関しては、障がいのある子どもの読書活動を広げるツール等として、効果的な導入方法を検討していく必要があります。

(2) 「学校図書館法」改正法の施行（平成27年4月）

- ・学校図書館の職務に従事する職員として、「学校司書」がはじめて法律上に位置づけられ、配置の促進や研修機会の充実が進みつつあります。

(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年4月）

- ・公立図書館や学校図書館等の公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられ、日本図書館協会において、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」が作成されました。

(4) 第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（平成29年4月）

- ・国は、第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」により、学校図書館図書標準の達成を目標とする学校図書館図書の整備、新聞配備、学校司書の配置充実のための地方財政措置を講じました。
- ・今回の措置では、学校図書館図書整備費と学校司書の配置費に係る経費を増額するとともに、新たに高校への新聞配備を組み入れています。
- ・この5か年計画は地方交付税として措置されるため、各自治体でこれらの経費として予算化する必要があります。

(5) 学習指導要領の改訂（平成29年3月～平成31年2月）

- ・新しい学習指導要領総則において、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図るとともに、各教科等の授業改善に生かすこと、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが示されています。

(6) 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（国）の策定（平成30年4月）

- ・発達段階に応じた取組により読書習慣を形成すること、子ども同士で行う活動を通じて読書への関心を高めることが改正ポイントとして示されました。

(7) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（令和元年6月）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会をめざして基本理念や国と地方公共団体の責務等が示されました。

第3章 第4次計画の基本的な考え方

1 めざす子どもの姿

読書を通じて、子どもは、読解力や想像力、思考力、表現力等、生きる基礎となる力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、読書には、子どもの心の成長や人格の形成を助け導く力があります。本の中の登場人物と心を重ね合わせ、多様な考え方に触れることにより、子どもは、多角的な思考を深めながら、他者への思いやりの心を育みます。

「大分県の子どもたちが、大人へと成長したとき、次の世代へ読書の楽しさを伝える。」このような好循環を生み出すために、「読書だいすき大分っ子」の育成に本計画を契機に長期的に取り組んでいきます。

読書だいすき大分っ子 ～めざす子どもの姿～

楽しむ	<p>本との出会いを楽しみ、進んで読書に親しむ子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書を楽しいものと感じ、進んで読書に親しむ子どもの育成をめざします。
広げる	<p>多様な本との出会いの中で、知識や視野を広げる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの本との出会いを通じて、知識や語彙を広げるとともに、他者の考えを知ること、多面的・多角的に世界を認識する力を身につけることをめざします。 ・本を通じて郷土おおいの歴史や風土、先人の功績について学び、郷土への知識や思いを広げることをめざします。
伝える	<p>感じたことや考えたことを表現し、伝えることができる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書によって言葉や感性を磨き、感じたことや考えたことを自分の言葉で豊かに表現し、伝える力を身につけることをめざします。
活用する	<p>本で得た知識や学びを、生活や学習に生かせる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本を使って調べる手法を学び、書かれていることから必要な情報を取捨選択し、読み取る力を身につけることをめざします。 ・本で得た知識や学び感じたことを、生活や学習、人との関わりや生き方の中で生かせる子どもの育成をめざします。



2 計画の目標及び重点方針

第4次計画では、第3次計画の成果と課題に基づき、以下の2つの目標と5つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

【目標】

- I 生きる力を育む読書習慣の形成
- II いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

【重点方針】

- 1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成
- 2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実
- 5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

<重点方針>

重点方針1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成

学校段階が進むにつれ1か月に1冊も本を読まない児童・生徒（以下「不読者」という。）が増加する状況は、全国的に継続しています。

不読者を減少させる対策として、早期から読書習慣を形成するための適切な支援を行うとともに、それぞれの発達段階に応じて、読書に対する関心度合いを上げていく取組を充実させる必要があります。

また、障がいのある子どもに対しては、有効なツールを検討しながら、一人ひとりの特性に応じた読書支援を行う必要があります。

【取組の方向性】

- ・乳幼児期からの読書習慣形成に向けた読書活動支援
- ・発達段階に応じた読書情報の提供と支援
- ・あらゆる子どものための読書環境の整備や読書支援の検討

重点方針2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実

子どもの読書活動を推進するには、子どもの読書への関心や意欲を高めることが重要となります。

子どもの年齢が上がるにつれ、友人から受ける影響が大きくなることから、子ども同士で本を紹介するなど、子どもによる主体的・対話的な活動により読書の楽しさを伝え、子どもの読書意欲を喚起することが必要です。

【取組の方向性】

- ・「子ども司書」の育成やビブリオバトル等、子どもの主体的な取組の充実
- ・異年齢交流による多様な読書機会の充実

重点方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが本に親しみ、質の良い読書活動を行うためには、子どもと本をつなぐ人の存在が必要です。専門的能力を備えた人材が、子どもの発達段階を踏まえて適切な本を紹介するなど、子どもに読書の楽しさを実感させることが重要です。

【取組の方向性】

- ・ 公立図書館職員の研修による全県的な児童サービスの質の向上
- ・ 地域で子どもの読書活動を支える読書ボランティアの養成と活動支援
- ・ 学校図書館の基盤整備のための専門職員（学校司書・司書教諭）の配置への働きかけと研修の充実

重点方針4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、学校・家庭・地域において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。

特に、子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関、民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

【取組の方向性】

- ・ 全県的な読書環境整備のための、各市町村における子ども読書活動推進計画策定及び更新の促進
- ・ 市町村立図書館や学校図書館等の支援のための県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス※等の充実
- ・ 学校図書館・家庭・読書ボランティア等の連携促進
- ・ 発達段階に応じたイベントの企画

重点方針5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の理解と関心を深める必要があります。特に保護者の読書活動への関心を深めることは、家庭での読書活動の充実につながり、子どもの読書習慣を形成していく上で重要となります。

【取組の方向性】

- ・ 親子で本と親しむ機会の充実
- ・ ホームページ等によるイベントや講座等の情報の発信

資料

発達段階に応じた取組や支援の方向性

乳幼児期 (0～5 歳) 他者とのコミュニケーションの中で、本と出会う時期**【乳児期】**

- ・関係機関が、健診等の場を活用して、親子が絵本に出会う機会を提供する。
- ・地域のおはなし会等で、わらべうたも取り入れ、心地よいことばと親しむ環境を作る。

【幼児期】

- ・家庭や地域が中心となって読み聞かせ等を継続し、読書を楽しいものとして習慣付ける。
- ・絵本等の内容と自分の体験を結びつけ、知る喜びを感じ始める時期であるため、家庭や地域で読書や体験活動を充実させ、読書の楽しみ方を広げる。
- ・興味や関心に応じた絵本等を自分で選び始める時期であるため、公立図書館等の資料を充実させるとともに、個々の読書環境に応じた家庭の読書活動を支援する。

児童期 (6～12 歳) 自分で読む楽しさを知り、本を使って調べる力をつける時期**【小学校低学年】**

- ・幼年童話※など短い物語も楽しむようになり、おはなしを耳で聞いて楽しむこともできる時期。学校・家庭・地域で、読み聞かせや朗読等を取り入れ、物語の世界を広げる。

【小学校中学年】

- ・自分で読むことに困難を感じ、読書離れが起こり始める時期。学校・家庭・地域で、読み聞かせや朗読等を継続し、長めの物語を自分で読む力をつけるよう支援を行う。

【小学校高学年】

- ・学校や地域で多様な分野の本を紹介して読書の幅を広げさせるとともに、委員会活動や低学年への読み聞かせ、地域の読書行事への主体的な参加等により、読書の楽しさを伝える側としての喜びを体験させる。

【全学年を通じて】

- ・家族で読書を楽しむ時間を持ち、読書を家庭生活の中に習慣づける。
- ・科学読み物など物語以外の本も紹介し、読書の幅を広げる。
- ・学校では、図書館を活用した授業により思考を整理し表現する力をつけさせるとともに朝読書などの一斉読書の時間を設け、学校生活の中で読書習慣を付けさせる。
- ・本の内容を紹介するスピーチ、ビブリオバトルや本の内容を紹介するカードづくりなど、子どもが楽しみながら本の魅力を伝える取組で読書への関心を高める。

青年期 (13～18 歳) 読書の幅を広げ、生涯につながる読書習慣をつける時期**【中学生・高校生】**

- ・児童書から大人の本に移行する時期で、心の悩みも起こりやすい年代であるため、学校や地域が協力し、安心して読書を楽しむことができる場の提供や、子どもの心に添った本の紹介により、読書が子どもの心の成長の一助となるよう支援を行う。
- ・生活が多忙になり、読書時間が確保しにくくなるために、学校での読書活動や図書館を活用した授業により、多様な本と触れる機会を提供する。
- ・進学や就職に向けて視野を広げるため、学校と地域が連携して個々の関心に応じた読書支援を行う。
- ・学校では、生徒を中心とした図書委員会の運営・企画や、ビブリオバトル、読書会等、生徒同士の読書交流の他、地域と連携した異年齢交流を通じて読書への関心を高める。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における取組

<家庭の役割>

- ・家庭は、子どもにとって生活の基本であり、読書習慣の形成においても基本となる場です。
- ・子どもが幼い頃から読書の楽しさを知るためには、保護者が読み聞かせをしたり、図書館や書店に一緒に出かけたり、家族が過ごす部屋に本を置くなど、日常生活の中で、子どもが自然に本に親しむ時間や環境をつくるのが大切です。
- ・保護者が読書活動の意義を認識し、自ら楽しんで読書する姿を見せながら、家族で読書を楽しむ時間を持つことは、子どもの本への関心を高め、読書を楽しむものとして習慣づけていくことにつながります。

<現状と課題>

- ・インターネットやスマートフォンなど、様々な情報通信手段の著しい普及に伴い、子どもの生活や家庭環境は大きく変化しており、活字離れを進ませる一因となっています。
- ・学校段階が進むにつれ不読者が増加する傾向は依然として続いており、幼い頃から読書が習慣づけられていないことが要因の一つとして考えられます。読書習慣形成の基本となる家庭において、発達段階に応じた適切な支援を行いながら、早期に読書を習慣づける必要があります。
- ・子どもの読書習慣形成には、家庭での読書環境や保護者のかかわり方が重要ですが、読書への関心の高さは家庭により差があります。保護者の読書活動への理解の促進をしながら、家庭での読書活動の充実を図る必要があります。
- ・読書に関する情報は氾濫しており、家庭でどんな本を与えたらよいのか分からないといった保護者の困りが見られます。
- ・読書に関する情報や支援は、図書館など読書に関わる施設を訪れないと届きにくい状況があります。健診や子育て講座など、保護者が広く集まる機会を活用して、読書活動への理解や関心を深めるとともに、親子が本と楽しく出会う機会を積極的に提供し、読書活動を親子のスキンシップとして子育ての中に根付かせていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 保護者の読書活動への理解の促進 重点方針5

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県は、家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性や図書館の利用方法、読み聞かせや家読（うちどく）の方法などについて紹介を行い、読書活動への理解や、家庭で読書の時間を持つ取組の普及を促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

県は、乳幼児期からの読み聞かせや読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介し、家庭における読書活動の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座、推薦図書などの情報を、子育て情報誌や図書館報等を活用して幅広く広報します。

② 乳幼児期からの早期読書習慣の形成に向けた支援の充実 重点方針1・4

県は、市町村に対して、ブックスタート※等の取組を促し、乳幼児期から家庭に絵本がある環境づくりと家庭での読み聞かせの充実に努めます。

また、県は子どもが早期に絵本に親しむため、妊婦向け・乳幼児期向けのおはなし会や推薦図書の紹介等の実施を市町村へ促します。

③ 親子で読書に親しむ機会の充実 重点方針1・4

県は、公立図書館や公民館、児童館等に対して、おはなし会や読書イベントなど、親子が共に読書に親しむ機会の充実と情報の提供を促します。

④ 発達段階に応じた支援の充実 重点方針1

県立図書館において、児童サービスの一層の充実を図り、年齢に応じた推薦図書を選定し、リスト配布や広報誌、ホームページ等、幅広い媒体で情報提供するとともに、おはなし会や講座の実施等により、子どもが発達段階に応じて適した本と出会うことができるよう支援に努めます。

＜家庭における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名		基準値 (H30年度)	最終目標値 (R6年度)
1か月に1冊も本を読まない 児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1%
	中2	17.4%	7%
	高1	35.0%	25%
読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29年度)	82%
	中3	67.8% (H29年度)	77%
	高1	59.4%	67%

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

<図書館の役割>

- ・図書館は、地域の子どもの読書拠点として、豊富な蔵書の中から本との出会いを育む場であり、子どもに読書の楽しさを広げる場です。また、多様な資料を使って調べる力を身につけることができる場でもあります。
- ・図書館は、保護者が子どもに読ませたい本を選び、読書の相談をする場として適した施設です。子どもや保護者だけでなく、学校関係者や読書ボランティア等に広く対応できる地域の読書相談窓口として、子どもの読書の専門知識を有した職員を育成し、配置することが望まれます。
- ・地域における読書活動推進の中核的な施設として、学校・家庭・地域の読書活動を支える役割が期待されており、団体や学校等への資料の貸出、調査や読書の相談、研修や講座の開催、読書啓発やイベントの情報発信、読書関係者の交流など、幅広い支援が求められています。

<現状と課題>

- ・本県において図書館を設置している市町村は、18市町村のうち16市町村（平成31年4月現在）、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。また、第3次計画期間中に市町村の推進計画策定が進み、新館開館が続いたことで県内の読書環境は大きく向上しています。地域の読書環境をさらに充実させるために、引き続き助言や支援が必要です。
- ・乳幼児向けのおはなし会のニーズは増しており、県内に取組が広がるよう、今後も実施方法の普及に努める必要があります。また、乳幼児以外にも、それぞれの発達段階に応じた本の紹介や読書行事を充実させ、適切な読書支援を行うことが求められています。
- ・公立図書館によっては、司書の長期雇用が難しく、子どもの本に詳しい担当者がない等の課題があります。引き続き、児童図書担当職員を育成していく必要があります。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の施行により、公立図書館や学校図書館等の公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられましたが、一定水準以上の障がい者サービスを実施している図書館はまだ少ない状況です。法の施行を契機とし、積極的な取り組みを行うことが求められています。

＜具体的な方策＞

① 公立図書館の整備・充実 重点方針 1・4

ア) 蔵書の整備・充実

県立図書館において、子どもと本の出会いを促進するため、県内の市町村立図書館・学校図書館の参考となるように、引き続き質の高い資料収集に努めます。また、子どもの読書活動関係者を支援するため、研究書や推薦図書の充実と共、大型絵本やパネルシアター※、紙芝居枠などおはなし会のための資料や道具を整備し、貸出します。

また、市町村立図書館においても、児童書の充実が図られるよう働きかけます。

イ) 子どもが滞在できる部屋・コーナーの充実

県立図書館において、子ども室やヤング新刊コーナーなど、引き続き、子どものための部屋やコーナーの環境整備に努めるとともに、市町村立図書館においても、専用の部屋またはコーナーが充実するよう、助言や相談に応じます。

また、子どものための部屋がない図書館においては、乳幼児連れの親子が滞在しやすい環境作りを働きかけます。

ウ) 図書館建設への働きかけ

県立図書館において、図書館未設置町村や新館建設を行う市町村の相談に応じ、県内の市町村立図書館の整備・充実に向けて支援します。

② 読書に親しむ機会の提供 重点方針 1・4・5

ア) 発達段階に応じた読書機会の提供・充実

県立図書館において、職員と読書ボランティアの協力のもと、子どもの発達段階に応じたおはなし会を定期的を実施し、絵本の読み聞かせやわらべうた、ストーリーテリング※、紙芝居の上演等を通じて、様々な年代の子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催やわらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳幼児からのおはなし会の開催等、乳幼児期から本に親しむ機会の充実が図られるよう研修会等を通じ促します。

イ) 「こどもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日※」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけることで、取組が県内各地に広がるよう努めます。

ウ) 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティア等に対し、広報紙やホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても同様に充実した情報提供が行われるよう働きかけます。

イ) 企画展示の充実

県立図書館において、子どもが様々な分野の本に出会えるよう、季節や行事、時事等にあわせた企画展示の充実に努めます。

また、市町村立図書館においても展示の充実に研修等を通じて促します。

カ) 発達段階に応じた推薦図書コーナーの充実

県立図書館において、発達段階別に選定した推薦図書のコーナーを引き続き常設し、本との出会いを促進する環境の充実に努めます。

また、市町村立図書館においても同様の環境づくりが図られるよう働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実 重点方針4

県立図書館において、子どもの調べ学習や日常的な疑問に答えるレファレンスサービスの充実に努めます。また、保護者、読書ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンスや読書相談に対応するとともに、市町村立図書館で解決しないレファレンスへの援助を行い、県内の図書館サービスの向上が図られるよう努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化 重点方針5

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣や読書ボランティア団体等の情報、また、家庭での読書活動に役立つ情報の提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実 重点方針3

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書の選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、県立図書館職員が全国で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村立図書館等職員の知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実 重点方針4

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校や点字図書館等の関係機関との連携を深め、マルチメディアDAISY（デイジー）図書※や大活字本、布絵本、LLブック※等、障がいに応じた資料の収集・提供に努めるとともに、施設・設備やサービスにおいても障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対し、各種貸出サービスの周知を図ります。

市町村立図書館や学校図書館においても、障がいによって豊かな読書体験を享受する機会が失われることがないように、読書活動に係る環境の整備や障がいに応じた資料提供の充実について研修等を通じて促します。

⑦ 情報化の促進 重点方針4

ア) 横断検索システムによる図書館資料の一元化

県立図書館において、県内すべての市町村立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

イ) 公立図書館の情報化の促進

県は公民館図書室を含む市町村立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化を図られるよう働きかけます。

ウ) 電子書籍の効果検証

県立図書館において、障がいや居住地等により図書館利用に困難がある人への読書活動支援の可能性を探るため、電子書籍の試験導入による有効な対象者や活用方法等を検証します。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 重点方針4

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、図書館職員研修等への司書派遣、職員の研修、資料の協力貸出等を通じ、市町村立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

県は市町村立図書館において、保育所、児童館、保健センターなど地域の子どもの関わる機関と連携・協力し、読み聞かせや本の紹介などを通じ、子どもの様々な成長の場面で本と出会う機会が増えるよう促します。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進 重点方針4

県立図書館では、学校図書館とのネットワークを強化し、「大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）」※による所蔵情報の提供や資料の貸出を行うことにより、学校との連携・協力を努めます。

また、市町村立図書館において、資料の貸出や催し情報の提供など、域内の小・中学校等との連携・協力が図られるよう働きかけます。

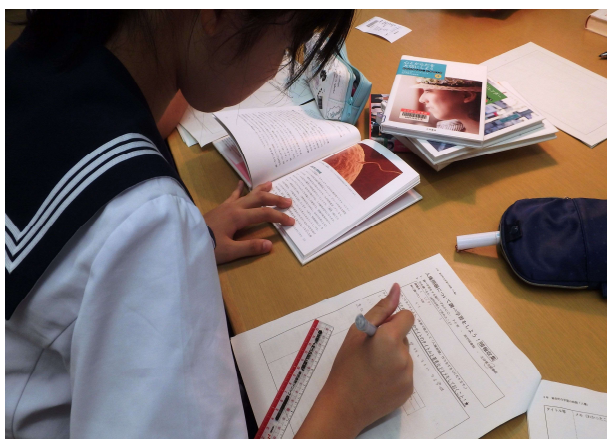
⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援 **重点方針3**

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティアを支援するため、資質向上の機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、読書ボランティアの養成や活動支援が図られるよう研修や事業を通じ促します。

⑪ 調べ学習等への対応の充実 **重点方針4**

県立図書館において、学校の調べ学習のために休館日の図書館を開放するスクールサービスデイを引き続き実施し、子どもが本の探し方や調べ方を学ぶ機会を提供することで、情報リテラシーの向上と図書館を使った調べ学習の普及に努めます。また、市町村立図書館においても、同様に調べ学習への支援が行われるよう、資料の収集・提供の充実を研修や事業等で促します。



【県立図書館スクールサービスデイの様子】



【夏休み調べ学習講座の様子】

(2) 公民館・児童館等における取組

＜公民館・児童館等の役割＞

- ・ 公民館や児童館は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には、学校・家庭・地域の連携の拠点としての機能も求められています。
- ・ 図書館が設置されていない町村や図書館から遠い地域においては、公民館等の図書室が、地域の中心的な読書施設としての役割を担っています。

＜現状と課題＞

- ・ 公民館等の読書環境には施設差があり、新しい本が少ない等、蔵書が十分でない施設も見受けられます。また、児童書に詳しい職員がいないため、本を置いているだけの状態に留まっている施設もあります。
- ・ 地域の子どもの楽しい読書の場となるよう、魅力的な読書スペースの整備やおはなし会の実施等、地域の読書ボランティアと協力して、子どもが本と親しむ機会を充実させる必要があります。
- ・ 公民館においては、その学習機能を生かし、講座等の実施を通じて、読書活動の意義や楽しさを啓発していく一翼を担うことが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 読書に親しむ機会の充実 重点方針4

県は、子どもが本に親しむ機会を充実させるため、公民館図書室において地域ボランティア等による読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子供教室※」（小学生チャレンジ教室）や「放課後児童クラブ※」の活動においても読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう、地域学校協働活動推進員※や放課後児童支援員等に働きかけます。

② 読書環境の整備・充実 重点方針1・4

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

県は、公民館図書室において、子ども用の本を集めた読書スペースの設置や資料の展示など、子どもが読書に親しむことができる環境が整備されるよう市町村へ働きかけます。

また、児童館等の施設に対しても、子どもがいつでも本を手にとれる環境が整えられるよう働きかけます。

イ) 図書の整備・充実

県は、公民館図書室に対して、県立図書館や域内の市町村立図書館の団体貸出サービスを周知し、蔵書の不足を補う支援を行います。

り) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

県は、公民館において、読書活動をテーマにした講座や親子教室等が開催されるよう講師の紹介等を通して市町村へ働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上 **重点方針3**

県は、公民館職員に対して、県で開催する子ども読書関係の研修会等への参加を働きかけます。



【公立図書館等職員研修会の様子】



(3) 読書ボランティア等による取組

<読書ボランティア等の役割>

- ・読書ボランティア団体は、学校や図書館・公民館・児童館等の子どもが集まる施設と連携し、読み聞かせ等の活動により、子どもが読書に親しむ様々な機会の充実を担っています。
- ・子どもに対する活動だけでなく、経験を生かして、地域の子ども読書関係者の指導的役割を担うことも期待されています。

<現状と課題>

- ・読書ボランティアの活動充実のため、情報提供や研修により技術や意識の向上を図りながら、活動の継続に向けて、新たな人材を育成していくことが重要となります。
- ・活動のさらなる活性化に向けて、地域の読書ボランティアや子ども読書関係者の交流が図られ、情報交換や研鑽を重ねる機会が充実することが望まれます。

<具体的な方策>

① 情報収集・提供の充実 重点方針3

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体の活動を支援するため、活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、県内読書ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援 重点方針3

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体へ質の高い研修や講座・講演会など、資質向上のための研修機会の提供に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等の連携促進 重点方針3

県は、学校・家庭・地域すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や地域の団体等が交流を深めるための機会を提供し、関係者の連携が促進されるよう支援します。

また、各市町村の公立図書館においても、同様の機会が提供されるよう市町村へ働きかけます。

④ 「子どもゆめ基金※」等の活用の促進 重点方針3

県は、国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、読書ボランティア団体等の活動の充実を支援します。